第 3 次三重県男女共同参画基本計画(中間案)の概要

~ 男 女 共 同 参 画 社 会 の 実 現 ~

一人ひとりが性別に関わらず、その個性と能力を十分に発揮でき、それぞれに多様な生き方が認められ、対等な立場 で社会のあらゆる分野に共に参画し、責任を分かち合う社会。



- ・少子高齢化の進行 ・人口減少社会の到来
- ・経済のグローバル化 ・共働き世帯の増加
- ・世帯構成の変化

- ・女性の就業率の高まり ・価値観、ライフスタイルの多様化
- ・女性活躍の動きの拡大 ・ダイバーシティ社会の実現 ・国際的な動きへの対応~持続可能開発目標(SDGs)の達成

など

計画の期間

令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間 SDGs (持続可能な開発目標)の目標年とも整合

計画の位置づけ

男女共同参画社会基本法

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都 道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関す る施策についての基本的な計画を定めなければならない。

女性活躍推進法

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内 における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策につ いての計画を定めるよう努めるものとする。

三重県男女共同参画推進条例

第8条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ 計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な 計画を策定する。

性の多様性を尊重し、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例(仮称) 県は、基本理念にのっとり、性の多様性に関する必要な施策を総 合的かつ計画的に実施するため、基本計画を策定し、当該基本計画 に基づいた施策の実施状況を、継続的に公表するものとする。

計画の構成

- 第1章 計画の基本的事項
 - 1 計画策定の背景と主旨 2 計画の位置づけ
 - 3 計画の期間
- 第2章 計画策定の方向性
 - 1 国内外の情勢 2 三重県の動向
 - 3 第2次三重県男女共同参画基本計画の総括 4 計画の目標
- 第3章 施策体系と施策内容
 - 1 施策体系
- 2 計画の重点事項
 - 3 計画の体系図 4 施策の内容
 - 基本方向 職業生活における女性活躍の推進
 - 雇用等における女性活躍の推進
 - 自営業における女性活躍の推進
 - 仕事と子育て・介護が両立できる環境整備の推進
 - 男女共同参画を推進するための基盤の整備
 - 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進
 - 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進
 - 基本方向 誰もが安心して暮らせる環境の実現
 - 多様な主体の参画・活躍に向けた支援と環境の整備
 - 家庭・地域における活動の推進と健康の支援
 - 男女共同参画を阻害する暴力等に対する取組

第4章 計画の推進

SDGsのゴールに寄与

ゴール 5 ,10,17は計画全てに共通





















